有島灌漑溝の百年を考える（その１）
有島灌漑溝はなぜ＜事件＞の対象となったのか

2023 年は「有島武郎没後 100 年」であるが、同時に、「有島灌漑溝事件 100 年」でもある。
このように書くと、「有島灌漑溝事件って何？」と不思議に思われる方も少なくないと思う。
そこで、ニセコ町の有島記念館とも深い関わりのあった高山亮二氏の著書をもとに、「有島灌漑溝事件」の概要について触れてみる。なお、氏の著書『有島武郎のもう一つの死』（平成８年５月 11 日）の中では副題として「補助金騙取事件」と称しているが、著者は必ずしもそのような名称でこの事件の本質を受け止めているわけではなさそうである。その点については、後述したい。

このコーナーでは、毎月１回、さまざまな観点から「有島灌漑溝」について触れていく。
初回となる今回は、「有島灌漑溝はなぜ＜事件＞の対象となったのか」と題して有島灌漑溝の時代背景について触れるが、高山氏の論述を基本としつつ、関連して私の所見も述べたいと思う。

１　「有島灌漑溝」が造成された
この事件について述べる前に、「有島灌漑溝」とは何かについて触れておく必要があるだろう。
有島農場を無償解放するにあたって、場主有島武郎が解放後の農民のために造成した農業用水路が「有島灌漑溝」である。このことをめぐって、当時の時代背景や事業の意味などがどのようなものであったのか、その点から書き始めたい。

第一次世界大戦（1914-1918）の期間中、日本国内は戦争の余波で好況に潤っており、有島農場の小作人たちもその例外ではなかった。しかし戦争終結後は農産物価格が暴落し、1919（大正 8）年には小作料の滞納が大幅に増えた。

「場主有島が具体的に農場解放を考えたのは、この年からである。彼はこの年以降の農場収入を自分の許に送金させていない。それらの収入を農場の適地に水田の試作に充てていたからである」（『有島武郎のもう一つの死』より）

畑作だけでは景気の変動に左右されて農民の収入が安定しないことから、農場解放後の農民の農業経営を安定させるために、水田の導入を進めようとしたのである。折しも、国や道も稲作奨励の農業政策を打ち出していたことから、吉川銀之丞がこの方向を場主有島に進言し、具体化する運びになった。
早速 1919（大正 8）年に三反八畝歩の試験田を場内の湿地に造り、その試験結果が良好だったことを受けて、以降毎年水田造成を拡張していった。水田造成に伴い、不可欠の施設として灌漑溝が計画された。工事は、1921（大正 10）年に行われた。大規模な工事となることから、事業費に充当するため、有島は日本勧業銀行から融資を受けることを決め、工事費分金４万円を借り入れた。また、増田計画を奨励していた北海道は助成制度をもって支援していたことから、吉川はこの補助金を申請し三割の補助六千六百余円を得ることができた。造成工事は、1921（大正 10）年５月に着工し、全長４㎞に及ぶ本線・支線の工事が 10 月に竣工した。この年は降雪が早かったことから年内の工事検査ができず、翌 1922（大正 11）年 5 月の雪解けを待って工事検査が完了し、補助金も支払われて全ての手続きが済んだ。手続きの完了を待ちかねるように通水、灌漑が行われ、初めての田植えが終わった後の 7 月 18 日、有島武郎が農場を訪れ無償解放が宣言されたのである。
この時の農場内の状況について、農場を訪れた有島は日記に次のように書いてある。

「昼から吉川に案内されて普く場内を巡視した。灌漑溝が立派に完成されて水田が三十町歩ばかり出来上がっていた。稲は三四寸に延びていたが所によっては新田である為めにあはれに見える所もある。「こんなに場内が立派になったのを見たら場主は恐らくは欲が出て土地を放出するのをひかへはしないか」と誰かがいったとか吉川がいふ。そんなことはない。私はそんなものが出来るのを

見て益物淋しいような感じがする。三角地の中央あたりに清烈な清水の湧いている泉がある。一喫腸を洗ふに堪へたり」(『最後の日記（一)』大正 11 年七月十四日）

２　「有島灌漑溝事件」の勃発

ところが、翌 1923（大正 12）年の３月下旬から４月に入ってから、突然「事件」が持ち上がった。北海道の補助金を流用した、という嫌疑で工事責任者の吉川銀之丞が警察に出頭を命じられ、取り調べを受けたのである。しかし、関係書類を几帳面に整理してあった吉川は臆する所なく調べに応じ、着服の事実がないことが判明したことで、補助金申請に関する「事務手落ち」つまり手続きの一部ミスがあったことだけを理由に、岩内区裁判所は５月 11 日、これを執行猶予付きの有罪判決とし、控訴がなく確定したのである。この中で「補助金流用」と記載されている補助金申請にかかる「事務手落ち」手続きミスというのは、次のようなことであった。

「有島農場の水田は羊蹄山の湧水を水源とし、水温が低く（通年セ氏五～六度)、水温上昇のために、取水口付近に浅い留水地の造成が必要であったのである。(この留水池は現在も使用されている）これらが＜付帯工事＞の内容である。・・(略)・・吉川は補助金のつかない、この付帯工事分の費用を、灌漑溝本工事分に上乗せし、水増しの補助金を請求、受領した。・・略・・これが検察に摘発され裁判となった。」(『有島武郎のもう一つの死』より）

法の厳密な運用に則して対処すれば、この判決の示すようなことであったのだろう。しかし、この事実を秘匿したのではなくそのまま報告し工事検査が終了し補助金が支払われてからほぼ一年後に、なぜこのような「事件」化が行われたのだろうか。このことについては、吉川自身にとっても全く意外なことであり周辺地域社会も異例なこととして同情的に受け止めていたと思われるが、当然ながら＜法はいた仕方なく＞と受け止めざるを得なかった。
しかし、それでもなおこの「事件」化には不審な点が残る、と高山氏は問題視する。
この問題提起について、次に触れることにする。

３　「有島灌漑溝事件」は、有島農場無償解放に対する国家による弾圧

高山氏は、この「事件」の性質、さらに言えば本質を考える上で、ふたつの視点を欠かすわけにいかない、という。それは次のことである。

「(一）は有島の農場解放とそれの同時代との関係であり、(二）は有島の解放を体制がどう受け止めたかである。」(『有島武郎のもう一つの死』より）

高山氏はこの著書の中で、(一）についてあまり触れずに、(二）について幾つかの事例をもとに言及している。そこで別の文献をもとに、断片的な指摘にとどまるが、(一）についてまず触れておきたい。

「初期小作争議（※1910 年代後半）が土地返還戦術を基本としていたのに対して、1922 年以降は大戦景気の終結と「慢性不況」感のなかで、農民は簡単に都市の労働市場を移動できる条件は困難となっていた。そのため、明治民法の所有権の絶対性を根拠にした地主の土地取り上げに対抗するために、「耕作権の確立」を求めるようになった。この耕作権闘争は一面、地主攻勢に対する防衛的性格も持つものであったが、一面、地主の所有権の絶対優位に対して小作人の用益権の確立を要求することによって、明治民法以来の近代地主性の根幹に触れるものであった」(『日本近代農民運動と農村中堅人物』森武麿 2006. 7）

有島武郎の農場無償解放は、その根本思想を＜コモンズ＞と＜相互扶助＞に基づく‹私有財産制の否定＞に置いているので、必ずしもこの引用文献が述べる闘争的姿勢と全く同じとは言えないが、しかし、本質的には同じものと言える。国家権力から見ると、引用文献が触れている「耕作権闘争」と「コモンズと相互扶助」が大きな一つの方向性を共有する危険思想に見えても不思議はなかった

であろう。武郎の思想は武郎の人生において到達した固有の根拠を有しているものだが、同時代性との関係から俯瞰すると、「耕作権闘争」の一形態として認識されたことが、国家権力による弾圧を招いた一因であったということができるだろう。
この観点からの危険視があったが故に、上記の（二）に関連するが、次のような圧力が武郎の農場解放に向けて加えられたのである。

「有島は旧小作の求めに応じて自己の理想を謳った農場解放記念碑文を書き送った。吉川は碑の建設許可を倶知安警察署に願い出た。が、この許可はついに降りなかった。碑文に＜空気、水、土＞の私有を否定するなど、資本主義体制の根幹を否とする文言があったからである。上層部の意思に基づくものである。その他解放後の農民集団の組織案作りの部屋を警察官が見張った記録があり、有島が後事を託した森本（北大教授）の下に、地主層から 30 数通の反対阻止の手紙が寄せらていたともいう。有島の農場解放も同時代からは数歩先んじた異例なものであり、体制側はそれを＜異端＞と厳しく受け止め、水増しの投書を契機に排除に動いたのである。」（『有島武郎のもう一つの死』より）

４　「有島灌漑溝事件」を、有島はどのように受け止めていたか
それでは、このような国家権力による弾圧に対して、有島はどのように受け止めたのか。
この点について、高山氏は次のように述べている。

「自分の理想のために吉川に＜とが＞を負わせた悔い。執行猶予となったことからの農場の向後への僅かな期待。しかしそれら以上に彼が切実に感じさせられたのは、この事件が体制（権力）が彼の喉元につきつけた刃だということである。あれだけ報道された農場解放だけに、彼の文を教科書から抹殺した勢力によって＜人道主義の有島さん、今度は公金横領＞などと報道される怖れは多分にあったのである。理想の挫折を深く感じただろう。その後の自裁まで年譜・書簡では裁判の結果を感じ取らせるものは殆どない。ただ、事件発生を知って以来の執筆と推定される「狩太農場の解放」（小樽新聞・大 12/5/20～21）では解放の理想は著しくトーンダウンされている。また、「独断者の会話」（「泉」6 月号）では、有島が多方面にわたり社会批判をしながら、農場解放の欠落しているのも奇異である。拙著『思想と文学』でこの奇異さに触れたが、真実は今回の裁判判決あってのことだったのである。そしてこのことが有島を波多野秋子へと急速に傾斜させたように思われる」（『有島武郎もう一つの死』より）

高山氏は、有島灌漑溝事件の顛末が、有島自死の背景となったのではないかという分析を表向き一応は否定しつつも、完全に否定し切らずにその可能性について曖昧ながらも余地を認めている。その根拠として示されているのが、『狩太農場の解放』と『独断者の会話』である。
しかし、高山氏が言うように『狩太農場の解放』の中で解放の思想はトーンダウンしているのだろうか。

例えば、『狩太農場の解放』の中の次の論述はどうだろう。

「最近勃興せる水平社運動の標語の中に『与へられる自由はない』と言ふのがある。私は其の通りだと思ふ。迚も痛切なる自覚せる結果に依って獲得したる制度なり習慣なり権利でなくては真に獲得者が之を我物として活用する事は不可能である。」（『狩太農場の解放』T12.5 より）

武郎が永続的な反逆を主張するその根源にあるのは、イデオロギーに基づく制度面からではなく、「自由」そのものである。「自由」は、たとえその保障を趣旨とするものであっても制度化されることによって劣化は避けられないものである、という認識である。ホイットマンのローファーに限りない愛着と共感を寄せ続けたのは、それが「自由」のかくのごとき実現の難しさを慰め、その可能性を一人一人の生き方の中にこそ見出す事ができるという確実な実例であり、可視化された芸術的真実の一つであるからであった。武郎にとって、農場の解放はローファーを目指す道標の一つであったとも言える。

では、この論述は武郎の思想におけるトーンダウンであろうか？
そうではないだろう。むしろ農場解放を「自由」の根源的実践の一つと受け止めている点で、極めてラジカルな思想の表明であると言えるのではないか。
灌漑溝事件に現れた権力の弾圧に向き合う姿勢という観点から言えば、権力に対峙する最も深い立ち位置は各自の内面に宿る究極の「自由」の限りなき実践にある、ということであり、これは、権力の弾圧に立ち向かう自身の原点を示したものといえる。
武郎のこのようなラジカルさを加速させた姿勢は、『狩太農場の解放』以降に書かれた『農民文化ということ』（T12.6）のなかにも見られる。

「ではこの私有財産制度から、如何にして解放せらるべきかと云うことが問題でありますが、これは先ず私達が機械化された生活から自由を回復しなくてはなりませぬ。・・（略）・・けれども兎に角今日の私有制度を滅さねばならぬという云ふこと丈は云ひ得ると思ひます。（『農民文化といふこと』）

私有財産制度を明確に否定し打倒しようというこのメッセージが、はたしてトーンダウンと言えるだろうか。
小作人の解放に結びつく農場解放において、その後の文字どおりの全的解放に向けていかに自由が大切であるかを説く武郎は、自由を自らの力で奪い取る事を農民に勧めている点で、この小文は大きな意義を有している。

この『農民文化といふこと』以降、武郎は農場解放に触れる文章を公にしていない。しかし『農民文化といふこと』において、小作農の解放に向けた未来のプログラムイメージとして階級意識をより鮮明にする事になるだろうという見通しを述べた論理展開に沿って受け止めると、『両階級の関係に対する私の考』（大正 12 年６月）、『行詰れるブルジョア』（大正 12 年７月）、『唯物史観と文学』（大正 12 年７月）など、自死の直前まで、武郎は自らのラジカルな思想について表明し続けたと言えるのである。

以上から、「有島灌漑溝事件」による負の影響はなかった、と言って良いのではないか。

そしてあえて付言するならば、秋子との心中の背景をこの「事件」に見ている高山氏の説については、私は本質的にそれは違うだろうと考えている。
しかしそれは、ここでは触れるべきテーマではないので、別稿に譲る。

５　「有島灌漑溝事件」後の吉川銀之丞

最後に、この「事件」を受けてその後の吉川銀之丞はいかに生きたのか、辿ってみたい。
この点について、高山氏は感動的な論述を披瀝している。
本稿の結びとして、少し長いが、この引用で締めることにしたい。

「終わりに吉川銀之丞のために一言したい。有島の突然の死を知ったとき、彼はその根底にあるものを直感し、自責の念を覚えたのではないだろうか。彼は以後の生涯を有島の遺した共生農団に捧げている。事例を記そう。有島の死後、彼は及び腰になった森本に代わって共生農団の認可に努力した。道の係官の協力を得て、産業組合法の枠内での有限責任狩太共生農団信用利用組合の設立を申請し、認可された。有島の死で彼の農団への影響が失われたと考えたことと、当時中央に産組法による小作争議の緩和への希望のあったことが、認可への理由だったと思われる。こうして農団理事長としての吉川は、有島の高い理想とともに、重い水田造成時の有島の個人負債四万円（二十年賦償還）を農団の債務として引き継いだ。さらに彼は倶知安警察署が一向に許可しない、農場解放記念碑文を弟生馬氏の文に代え申請し、許可を得て建碑した。除幕式（1924(大 13)年 9 月 12 日）の工事報告で、吉川は＜其ノ間又警察署側ノ異論等モアリ遷延シタルハ已ニ諸君ノ万事ご承知デアリマス＞と、敢えて裁判の件をも匂わす言い方をしている。さらに式辞では、＜抑々農場解放ノ挙

タルヤ未ダ曽テ世界ニ其例ヲ見ザル破天荒ノ事実＞だとし、＜生等ノ責ハ重且ツ大＞であり、＜能ク故場主ノ意ヲ体シ本団ノ隆昌ヲ期セン＞ことと記している。これは建碑に際しての農団員への激励であると共に、吉川自身の誓いだったろう」（『有島武郎もう一つの死』より）

「解放当時の灌漑溝補助金水増し判決文の発見からここまで記してきて思うことは、この不幸な事件を介して、有島と吉川は人間的思想的に固く結ばれたということであり、有島記念館の基底にあるものは、大正デモクラシーの流れを継ぐ不屈な異端者の魂であり、この地（北海道）に理想郷を夢みたパイオニア達の魂なのである」（『有島武郎もう一つの死』より）

土香る会／梅田滋